

資料1

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

令和5年3月14日

目 次

	頁
【承認議題】・・・地域包括支援センター設置等に係る事項	
案件1 地域包括支援センター	
(1) 地域包括支援センターの設置法人	1
(2) 地域包括支援センターの運営方針	2
案件2 第9期介護保険事業計画策定	3
【協議議題】・・・令和5年度の主要事業	
案件3 コーディネーター等の配置について	6
【その他】	
案件4 新型コロナウイルス感染症への対応	8

【承認議題】

案件 1 地域包括支援センター

(1) 地域包括支援センターの設置法人

1 令和5年度地域包括支援センター業務（包括的支援事業）の委託について

本広域連合では、地域包括支援センターの担当圏域を23か所に区分し、構成市町や社会福祉法人等にそれぞれの圏域における業務を委託して、地域包括支援センターを設置している。

令和5年度についても、引き続き現行のセンター運営受託法人に業務を委託し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

センター名		令和5年度 センター設置法人
1	佐賀市地域包括支援センター	佐賀市
2	佐賀市城南地域包括支援センター	社会福祉法人 つぼみ会
3	佐賀市昭栄地域包括支援センター	社会福祉法人 扇寿会
4	佐賀市城東地域包括支援センター	医療法人 春陽会
5	佐賀市城西地域包括支援センター	独立行政法人 地域医療機能推進機構
6	佐賀市城北地域包括支援センター	社会福祉法人 晴寿会
7	佐賀市金泉地域包括支援センター	社会福祉法人 凌友会
8	佐賀市鍋島地域包括支援センター	医療法人 清友会
9	佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター	社会福祉法人 福壽会
10	佐賀市大和地域包括支援センター	一般社団法人 佐賀大和地域支援事業連合会
11	佐賀市富土地域包括支援センター	社会福祉法人 健寿会
12	佐賀市三瀬地域包括支援センター	社会福祉法人 敬愛会
13	佐賀市川副地域包括支援センター	社会福祉法人 こもれび会
14	佐賀市東与賀地域包括支援センター	大和リビングケア株式会社
15	佐賀市久保田地域包括支援センター	社会福祉法人 平成会
16	多久市地域包括支援センター	多久市
17	小城市地域包括支援センター	小城市
18	小城市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 清水福祉会
19	小城市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 小城市社会福祉協議会
20	神崎市地域包括支援センター	神崎市
21	神崎市北部地域包括支援センター	社会福祉法人 守屋福祉会
22	神崎市南部地域包括支援センター	社会福祉法人 真栄会
23	吉野ヶ里町地域包括支援センター	吉野ヶ里町

(2) 地域包括支援センターの運営方針

1 概要

介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター業務（包括的支援事業）を委託する際に示す『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針を決定する。

2 令和5年度運営方針の前年からの変更等

令和4年度分からの変更なし

《参考》 直近3カ年度の改正概要

年度	項目	主な改正内容（追加）
令和4年度	IV 業務の実施方針 4 その他 (3) 運営受託法人の役割	職場におけるハラスメント等を防止するための必要な措置を講じなければならないことを追加。
令和3年度	II 運営上の基本的な方針 6 地域ケア会議の運営方針	「おたっしや本舗地域ケア会議」の会議機能に、地域づくり・資源開発の機能を追加。
	IV 業務の実施方針 1 総合相談支援業務	広域連合とセンターで相談事例の共通の終結条件を定め、相談事例の適切な進捗管理を行うことを追加。
令和2年度	II 運営上の基本的な方針 7 広域連合及び市町との連携方針	・基幹型地域包括支援センターを明記 ・基幹型地域包括支援センターの役割の追記と民間法人が設置する地域包括支援センターとの連携体制の強化に向け内容を修正
	III 運営体制 5 個人情報の保護	個人情報に関する広域連合の取扱方針に従って、センターは個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備する事項を追加

案件 2 第 9 期介護保険事業計画策定

1 概要

介護保険法第 117 条の規定及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画の策定を行う。サービス等の量を見込み、介護保険料を積算する。

2 事業計画に定める事項（現在の法令等の規定より）

(1) 介護給付等対象サービスの見込

ア 日常生活圏域ごとの

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用定員総数

イ その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込

(2) 地域支援事業の量の見込み

(3) 被保険者の日常生活支援、介護予防、重度化防止及び給付適正化に関し、保険者・市町が取り組むべき施策

(4) (3)の目標に関する事項

(5) その他（努力義務）

ア 介護給付、地域支援事業の見込み量の確保のための方策

イ 介護給付、地域支援事業の費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

ウ 居宅サービス、地域密着型サービス又は居宅介護支援（それぞれ予防も含む。）の事業者相互間の連携確保、円滑なサービス提供に関する事項

エ 認知症被保険者の生活支援、要介護者等に係る医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携その他の被保険者の日常生活支援

3 他の計画との調整（現在の法令等の規定より）

介護保険法第 117 条第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定により、介護保険事業計画は、次表のとおり構成市町が定める計画と調整する。

計画名	調整方法	本広域連合の対応
市町村老人福祉計画 ※老人福祉法第 20 条の 8	一体	介護保険事業計画と市町の高齢者福祉計画を併せて、策定支援のコンサル委託をする。
市町村計画 ※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条	整合性	構成市町への照会により、各計画の策定状況を確認し、構成市町と内容の調整を図る。
市町村地域福祉計画 ※社会福祉法第 107 条	調和	
市町村高齢者居住安定確保計画 ※高齢者の居住の安定確保に関する法律第 4 条の 2	調和	

4 スケジュール

(1) 高齢者に関する実態調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を令和4年12月末から調査開始

※高齢者に関する調査業務及び介護保険事業計画等策定業務とも「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」に令和4年10月1日付で委託契約済み。

(2) 介護保険事業計画策定委員会

ア 設置 現在の介護保険運営協議会の委員を策定委員会の委員とする。

イ 事業計画策定スケジュール

審議内容については、第8期の計画策定時内容を参考として、次表のとおり。

主 要 事 項		
令和5年 6月	第1回介護保険事業計画策定委員会	(1) 策定スケジュールについて (2) 計画の策定にあたって (3) 高齢者に関する調査の概要について (4) 現状分析について
8月	広域連合議会定例会	
9月	第2回介護保険事業計画策定委員会	(1) 基本的姿勢について (2) 具体的な取り組み（地域包括ケア）について
11月	第3回介護保険事業計画策定委員会	(1) 基盤整備方針について (2) 高齢者人口、認定者数の推計について
12月	第4回介護保険事業計画策定委員会	(1) 介護保険事業計画素案について (2) 介護保険料の算定について
令和6年 1月	第5回介護保険事業計画策定委員会	(1) 介護保険事業計画素案について
2月	広域連合議会定例会	・保険料改定に係る条例・予算議案を提出
3月	介護保険運営協議会	・第9期佐賀中部広域連合介護保険事業計画について（報告）

※参考：介護保険制度の見直しに関する意見（社会保障審議会介護保険部会の意見）

実際の第9期の制度改正については、この意見を踏まえて、令和5年の夏ごろに国が発出する基本指針で示される。

ここでは、結論を先送りしたものも含め、主だったものをいくつか紹介する。

(1) 保険料・被保険者関係

ア 更なる多段階化

介護保険料について、「多段階化、高所得者の引上げ、低所得者の引下げ等について検討を行うことが適当」とされた。

「第9期に向けて早急に結論を得ることが適当」とされた。

イ 被保険者・受給者の範囲の拡大（40歳未満への拡大）

「引き続き検討することが適当」とされた。

(2) 要介護認定関係

ア 新規申請、区分変更申請に係る有効期間の上限拡大

「慎重に考える必要がある。」とされた。

イ 介護認定審査会への通知の省略

「慎重に考える必要がある。」とされた。

(3) 給付関係

ア 利用者負担割合の判断基準の見直し（2割、3割負担の拡大）

2割負担の見直しは、「第9期に向けて結論を得ることが適当」とされ、3割負担は、「引き続き検討を行うことが適当」とされた。

イ ケアマネジメントへの給付のあり方（利用者負担導入の検討）

「第10期の開始までに結論を出すことが適当」とされた。

ウ 軽度者（要介護1、2）の生活支援サービス等の地域支援事業への移行

「第10期の開始までに結論を出すことが適当」とされた。

(4) 介護保険サービス事業者 次の事項等を検討

ア 複合型サービスの類型の設定（訪問や通所系サービスなどの組合せ）

「複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当」とされた。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護など機能が類似するサービスの統合・整理

「将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。」とされた。

(5) 職場環境改善、生産性向上等を支援するためのワンストップ窓口の設置

地域医療介護総合確保基金の介護ロボット、ICT導入等の様々なメニューの活用

「令和5年度から目指すことが適当」とされた。

【協議議題】

案件3 コーディネーター等の配置について

1 各コーディネーター等の役割

地域住民、ボランティア、福祉団体、民間企業等の主体的な活動によって、高齢者の生活支援や介護予防、社会参加などが増進される地域社会の構築が必要である。

そのため、地域支援事業（社会保障充実分）として、次のコーディネーター等を設置することとなっている。

(1) 生活支援コーディネーター（以下「SC」という。） ……第6期～

住民等による高齢者の生活支援、介護予防の取組がなされるような地域体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

主に資源開発やネットワーク構築の機能

(2) 認知症地域支援推進員（以下「認推」という。） ……第6期～

・医療機関や介護サービス、地域の支援機関が連携を図るための支援

・認知症の人やその家族を支援する相談業務

・「生きがい」をもった生活を送れるよう社会参加のための体制整備 等

※資格要件有：看護師、理学・作業療法士、社会福祉士、介護支援専門員 等

(3) チームオレンジコーディネーター（以下「OC」という。） ……第8期～

「認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐしくみ」（「チームオレンジ」という。）を整備し、その運営を支援する。

2 経過

(1) 配置状況

期	年度	配置状況	配置等の考え方
SCと認推	平成28年度	各構成市町に、SCと認推を配置（第1層配置）	・構成市町：SCと認推を配置 ・生活圏域：SCと認推を配置 兼務可
	平成29年度	各生活圏域（民間包括）に、SCと認推を配置（兼務）（第2層配置）	・事業費の考え方（民間包括） 1人当たり 450万円 +事務費 50万円
OCの追加	令和3年度	各構成市町にOCを配置（第1層配置）	・構成市町：OCを配置 ・生活圏域：OCの任意配置 兼務可
	令和4年度	小城南部包括にOCを配置 ※OCと認推は兼務 SCは専任（第2層配置）	・事業費の考え方（民間包括） 1人当たり 300万円

(2) 事業費の考え方の見直し

市町により配置の考え方に違いがあるため、各市町に応じた柔軟な対応が必要となってきた。

上記のように一律に事業費を設定する考え方だけではなく、地域支援事業交付金の各市町の上限額の範囲内での柔軟な対応も検討することとした。

3 今後の予定

- ・小城市

小城北部包括⇒S C・認推・O Cに対し2名を配置（R 5年度から）

- ・佐賀市

認推とO Cの兼務者を各包括に1名配置し、S Cを別途委託することを検討中（R 6年度から）

- ・神埼市

各事業のこれからの業務量の増加状況に合わせて配置を検討する予定

* 多久市と吉野ヶ里町は、生活圏域数が単一であるため、複数の生活圏域への配置方法の検討無し。

【その他】

案件4 新型コロナウイルス感染症への対応

1 介護保険料の減免について（業務課対応）

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による減免を令和5年1月末時点で7件 403,827円おこなった。

【令和3年度実績】 32件 2,339,869円

【令和2年度実績】 80件 5,400,160円

2 介護認定調査について（認定審査課対応）

介護認定調査については、次の感染対策を講じて面接を行っている。

- ①調査員の検温。マスクの着用。手指の消毒。
- ②医療機関や施設等で、必要時、フェイスシールド・防護服の着用。
- ③対象者及び家族にマスク着用や換気をお願いする。
- ④対象者及び家族との距離の確保。
- ⑤できるだけ面接は少人数で短時間とし、家族からの聞き取りは電話で行う。

3 介護認定審査会について（認定審査課対応）

介護認定審査会については、次の感染対策を講じて対面で行っている。

- ①マスクの着用。
- ②24時間換気、空気清浄機の常時稼働、少人数、席の配置を離す、アクリル板の設置などで3密を回避する。
- ③入口に消毒液の設置。
- ④審査会の開催前と終了時に手に触れる場所（机、パソコンなど）を消毒する。
- ⑤短時間で効率よく審査会が進行できるよう事前準備を入念に行い、円滑な運営に努める。

4 更新認定について（認定審査課対応）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、介護保険施設等が入所者等との面会を禁止する等の措置が取られ、認定有効期間満了までに認定調査を実施することができなかった場合に、要介護認定及び要支援認定の有効期間を12か月延長している。

この臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できるとされていることから、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定（認定調査等）を実施することとなっている。ただし、保険者の判断により、令和5年4月1日から

令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないとされている。

本広域連合では、被保険者の心身の状況等を適正に把握するため、原則、認定調査を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査ができない場合において、臨時的な取扱いを行っている。令和5年度についても、臨時的な取扱いをせざるを得ない場合を除き、通常どおりの更新認定を行う。

○有効期間12か月延長実績

認定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
件数	R2年度	1	53	14	3	2	1	6	7	1	3	8	12	111
	R3年度	15	4	8	16	13	12	18	18	9	0	9	26	148
	R4年度	24	22	18	14	8	21	17	15	11	5			155

5 介護事業所等への指導等事務について（給付課対応）

- ① 感染拡大防止等に関する国、県等の通知、ワクチン接種に係る情報等を事業所へ周知した。
- ② 感染者が発生した事業所からの報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。
- ③ 事業所の指導を実地にて行う運営指導については、感染予防に努めながら実施した。なお、運営指導の実施にあたっては、状況に応じて実施日を延期するなど、事前に事業所の意向等を確認し、日程を調整しながら実施した。

6 地域包括支援センターへの指導等事務について（給付課対応）

地域包括支援センター職員からの感染者及び濃厚接触者等の報告により状況を把握し、必要な情報提供や相談対応を行った。